

別紙 2

デジタルノマド受入モデル創出実証事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

デジタルノマド（インフルエンサー）を招聘したFAMツアーを実施し、デジタルノマド向けの滞在プログラムや魅力ある体験型観光プログラムに向けた分析・検証を行うとともに、デジタルノマド特有の幅広いネットワークを活用し、下関市の認知度向上とプロモーションを図る。

2 事業概要

- (1) 業務名 デジタルノマド受入モデル創出実証事業
- (2) 業務場所 下関市内ほか
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙1「デジタルノマド受入モデル創出実証事業業務委託仕様書」のとおり

3 予算（見積り限度額）

8,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和6年11月19日（火）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和6年11月29日（金）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和6年12月3日（火）発送
- (4) 質問の受付期間 令和6年11月19日（火）から
令和6年11月29日（金）まで
- (5) 質問に対する回答 令和6年12月3日（火）まで
- (6) 提案書提出期限 令和6年12月11日（水）まで

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

6 参加申込手続

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号） 1部 ※代表者の押印不要

参加者の概要（様式第2号） 1部

※なお、参加申込書を受理した後、参加資格を確認する書類の提出を求める場合がある。

(2) 提出先

下関市観光スポーツ文化部観光政策課（事務局）

(3) 提出方法

電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※「(1) 提出書類」について、必要事項を記入の上、PDF化し、電子メールにより送信すること。

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(4) 提出期限

令和6年11月29日（金）17時00分まで必着

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和6年12月3日（火）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和6年12月6日（金）正午までに電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めるこ

とができるものとします。なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とします。

- (ア) 本要領中の「5 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- (イ) 提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 任意様式
- イ 提出方法 電子メール(着信確認の連絡を行ってください。)
- ウ 受付期間 令和6年11月19日(火)から令和6年11月29日(金)まで必着
- エ 提出先 下関市観光スポーツ文化部観光政策課(事務局)

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール
- イ 回答日 令和6年12月3日(火)までに随時回答

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書(任意様式) 正本1部、副本6部

(2) 提出期限

令和6年12月11日(水) 17時00分まで必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市は責めを負わないものとします。

(4) 提出先 下関市観光スポーツ文化部観光政策課(事務局)

(5) 提案書の作成方法

表紙及び目次のほか、別紙1「デジタルノマド受入モデル創出実証事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、次に掲げる事項を記載してください。

ア ツアー業務の提案

①ターゲットの設定

プロモーション先となる国やエリアのほか、職種や年代層等の属性について、ターゲットとするデジタルノマド層と、ターゲット設定理由を具体的に記載すること。

②滞在プログラムの内容等

下関市の地域資源や歴史、文化、食、コリビング施設等を活用し、デジタルノマドの趣味嗜好や行動特性、求められるニーズ等に対応する滞在プログラムの内容や実施時期、期間、回数等を具体的に記載すること。

③インフルエンサーの選定等

招聘を検討しているインフルエンサーの属性や特徴、影響力などのプロフィールに加え、招聘に向けたアプローチの方法などを具体的に記載すること。

④フォロー体制や受入基盤の構築

英語等で滞在支援を行うコーディネーターのプロフィールをはじめ、ツアーにおけるデジタルノマドの支援の在り方や、デジタルノマド受入のためのネットワーク構築に向けた取組等を具体的に提案すること。

イ プロモーション業務の提案

①プロモーションツールの制作

訴求力が高いと考えられるプロモーションツールの内容と、当該プロモーションツールの有効性や、その活用方法を具体的に提案すること。

②プロモーションの手法

ツアーに参加するインフルエンサーの情報発信のほか、海外のデジタルノマドが閲覧する媒体における広報等、効果が期待できるプロモーション手法を具体的に提案すること。

ウ 効果検証業務の提案

ツアー業務における課題や誘致に向けた改善点の洗い出し等のヒアリングや検証、プロモーション業務における有用性や効果の検証、またフォロー体制や受入基盤の構築に向けた検証について、その方法を具体的に提案すること。

エ スーパーバイザーの提案

本業務を円滑かつ効果的に進めるために設置するスーパーバイザーの予定者について、経歴や実績などプロフィールを具体的に提案すること。

オ 独自提案

その他、本業務の成果をより効果的なものにする独自の提案があれば具体的に記載すること。

カ 業務の実施体制及びスケジュール

キ 業務の見積書

本業務の実施に必要な経費（人件費、需用費、使用賃借料、委託費等）を具体的に記載すること。

ク 留意事項

- (ア) 1者1提案とします。
- (イ) 用紙の大きさはA4版とし、左上端1箇所をホッチキス綴じすること。ただし、図表等についてはA3版で折り込みも可とします。
- (ウ) 目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。副本の表紙には、提出月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。
- (エ) 正本の表紙を除く提案書全般を通じて、提案者名等の情報を記載しないよう留意すること。
- (オ) 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。
- (カ) 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は、自由とします。

9 プレゼンテーションの実施

下記のとおり、提案書の説明を行うプレゼンテーションを実施します。

(1) 実施予定日

令和6年12月18日(水)

(2) 実施予定場所

カラトピア5階 C会議室(下関市唐戸町4番1号)

(3) 実施要領

ア 出席者は、提案書に記載された担当者を含み、最大4名までとします。なお、オンラインでの参加も可能とし、この場合は出席者人数には含まないが、必要な機器等は各自準備すること。

イ プレゼンテーションは1者約50分以内(説明30分、質疑20分程度)を想定し、順次個別に行います。

ウ プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。また、ノートパソコン等のプレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意してください。

なお、プロジェクター等については事務局で準備します。

エ プレゼンテーションの順番は、事務局が提案書を受理した順番とします。

オ 日時・場所等の詳細については、別途通知します。

カ プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものと

みなし、候補者として選定しません。

10 審査

(1) 評価の基準

別紙3「デジタルノマド受入モデル創出実証事業業務委託プロポーザル評価基準」のとおり。

(2) 候補者の選定方法

ア 市が設置したデジタルノマド受入モデル創出実証事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会が、評価基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容を公平かつ客観的に審査します。

イ 各評価項目において、最高点かつ最低点をつけた審査委員の点数を除いた合計点（同一の項目において、最高点又は最低点をつけた審査委員が複数いた場合は各いずれかの1名の点数を除く。以下「評価点」という。）を算出し、全ての評価項目における評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とします。

ウ 上記イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、審査委員の多数決により候補者として選定します。

エ 各評価項目において、評価点の平均が配点の50%未満の場合は、候補者として選定しません。

オ 上記にかかわらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しません。

カ 提案書の提出が1者のみでも審査は実施しますが、評価が上記の水準に達しないときは、候補者として選定しません。

キ 失格者を除き、総合点が最も高い提案者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

11 審査結果について

(1) 審査結果は全ての提案者に電子メールで通知します。なお、審査結果及び経過に関する問合せ、又は異議等については、一切応じません。

(2) 選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市ホームページ（事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報）に公表します。

ア 所管課及び業務名

イ 企画提案者数

ウ 候補者の名称及び総合点

12 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。

13 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

14 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

オ 書類持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後5時の間に受け付けます。

(2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を下関市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

- ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 参考見積りの金額が見積り限度額を超過した場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしませんが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとしします。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものしします。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

15 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市観光スポーツ文化部観光政策課 担当：田中

〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話 083-227-3305 ファクシミリ 083-231-1853

電子メール sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

16 施行期間

本要領は、令和6年11月19日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。